

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

令和5年4月17日から令和5年5月2日まで

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

消防本部 消防総務課、予防課、指令課  
消防署（本署・西分署・一色分署・吉良分署・幡豆分署）

#### (2) 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受けるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

### 4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 消防総務課

ア 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあったほか、単価で行った契約金額の根拠が不明確なものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、  
契約規則第24条の3及び第25条】

イ 備品登録されていない公印があった。

【西尾市財産管理規則第33条】

#### (2) 予防課

なし

#### (3) 指令課

なし

(4) 本署  
なし

(5) 西分署  
なし

(6) 一色分署  
なし

(7) 吉良分署  
なし

(8) 幡豆分署  
なし